

別表 4

社会福祉施設の運営上の留意事項（老人福祉施設）

社会福祉法人等は、交付対象施設の運営等に当たっては、次の各事項に留意し、遵守するものとする。

1 交付対象施設運営の原則

交付対象施設の運営については、法令等の定めるところにより運営しなければならない。

2 会計処理、支出対象経費及び相互流用

(1) 社会福祉法人は、この補助金の交付の対象となる社会福祉施設が適正に運営されている場合に限り、次により会計処理を行うことができる。社会福祉法人以外のものもこれに準ずる。

ア この補助金は、交付対象施設のサービス区分（サービス区分を設けない場合は「拠点区分」）の大区分「老人福祉事業収入」、中区分「運営事業収入」、小区分「補助事業収入」（事業活動計算書の場合は大区分「老人福祉事業収益」、中区分「運営事業収益」、小区分「補助金事業収益」として取扱い、事務費及び事業費に区分すること。ただし、次の範囲内の額を対象となる同一法人が経営する社会福祉法人等の拠点区分又はサービス区分に繰入れすることができるものとする。

この補助金の交付の対象となる社会福祉施設が適正に運営されている場合に限り、当該年度における、平成16年3月12日付雇児、社援、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（以下「0312001号通知」という。）の3の(3)に定める施設の整備等に係る経費に充当するために、本則第4の1により算定された事務費の2パーセントの範囲内の額を拠点区分又はサービス区分で支出する場合。

イ この補助金の交付の対象となる社会福祉施設が適正に運営されている場合に限り、施設区分において、次に示す額の範囲内の額を、当該施設のための施設の整備等に係る本則第3の3の(2)に規定する施設整備費として支出あるいは積み立てることができる。

老人福祉施設 24,600円に定員を乗じた額

ウ この補助金の交付の対象となる社会福祉施設が適正に運営されている場合に限り、補助金収入の一部を当該施設のために本則第3の3の(1)に規定する運営費として施設区分において、施設運営費積立金（事務費、事業費）として積み立てることができる。

(2) この補助金の支出対象経費及び相互流用については、0312001号通知の3の規定に準じる。ただし、「運営費」を「補助金」と読み替える。

なお、職員の配置については都の定める基準を下回ってはならない。